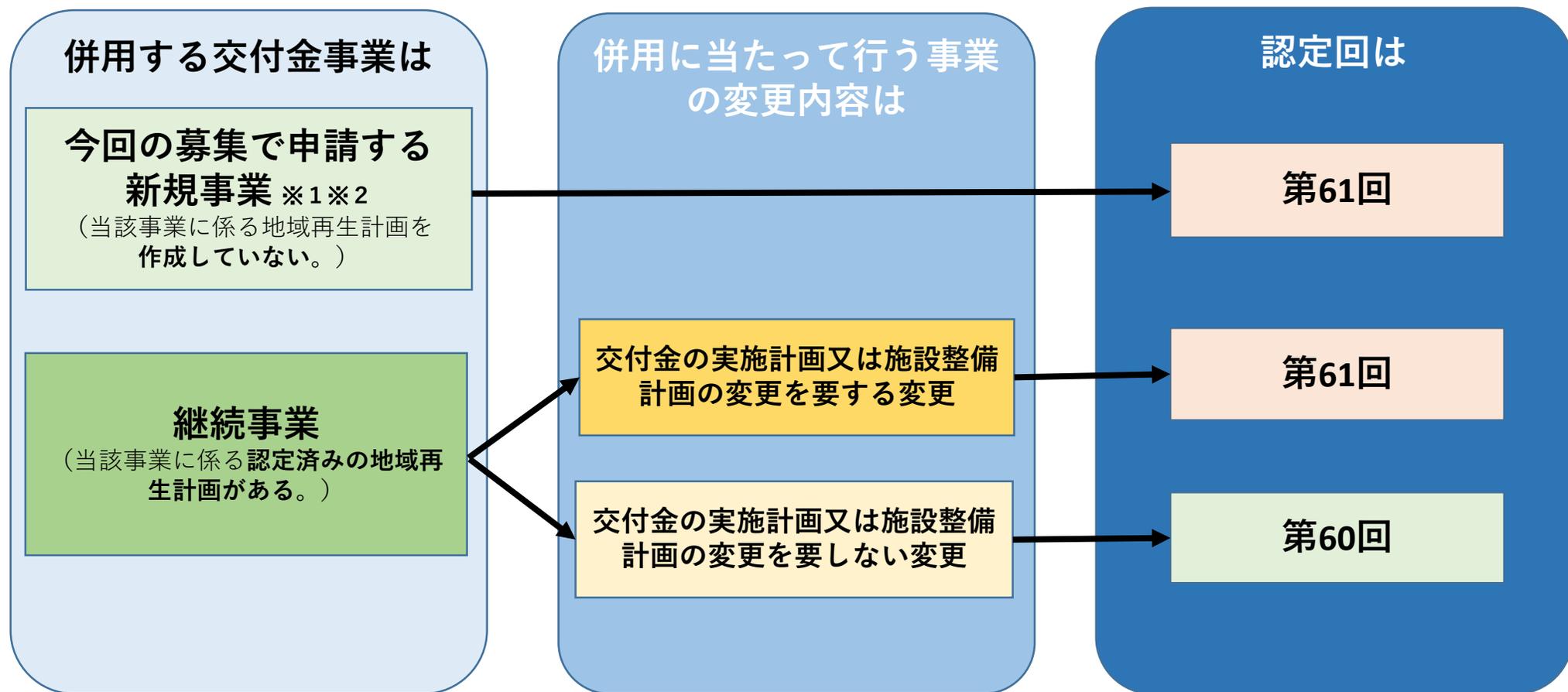


次のフローに従った認定回において認定申請を行ってください。



※1 交付金の交付申請を伴う、個別具体的な事業を特定した企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請を行う場合に限り、大括り化した計画を作成する場合は、第60回認定回での認定申請が可能です。

※2 新規事業又は企業版ふるさと納税のみを活用する既認定事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。